

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師
厚生労働大臣免許保有証申請の手続きについて
(申請者用)



厚生労働大臣指定登録機関
公益財団法人 東洋療法研修試験財団

免許保有証申請手続きについて（新規手続き用）

◇ 厚生労働大臣免許保有証とは？

国家資格免許である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを確認するための携帯用カード（以下、保有証）です（免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用出来ません）。

※大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。（別添資料： ① 保有証イメージ）

※複数免許がある場合でも、保有証は1枚の発行となります。

※保有証の有効期間は5年です。

※申請書の受付は年1回です。

1. 申請する前に

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証は紛失していませんか？ 免許登録事項の変更はありませんか？

免許証を紛失している場合は、再交付が必要です。免許証の登録事項（氏名、本籍地等）に変更がある場合は、保有証を申請する前に登録事項の変更手続きをしてください。

（免許証の紛失及び登録事項に変更がある場合は、保有証の申請受付は出来ません。）

再交付、登録事項変更手続きについては以下の当財団のホームページ（「免許登録の案内」）を参照ください

<http://www.ahaki.or.jp/registration/guidance.html>

2. 必要な書類を揃えましょう

1. 厚生労働大臣免許保有証交付申請書（新規）及び写真貼付用紙（受付機関で配布）

記載方法については 「別添資料：② 記載例」 をご参照ください。

写真については、「別添資料：③. 1写真について 」でご確認ください。

2. 住民票（本籍地記載のもの） 原本1部

発行日から6か月以内のものを添付ください。

3. 本人確認用提出書類

申請者ご本人の確認のための書類となります。「別添資料：③. 2本人確認用提出書類について」をご参照の上、必ず原本とコピー（1部）を申請時にお持ちください。

4. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証（免許証明書）のコピー各1部

申請する資格全てについて、A4サイズのコピーをお取りください。なお、都道府県知事免許をお持ちの方で、免許証の裏面に記載のある場合は両面コピーをしてください。

5. 保有証送付用封筒

市販の封筒（封筒の大きさ：長 3 12 cm×23.5 cm 定型）に、保有証を確実に受け取れる先の郵便番号及び住所、氏名を記載し、切手（簡易書留郵送料 392 円分）をお貼りください。

6. 申請手数料の払込受領書

申請手数料 4, 000円

支払方法については申請書類を入手された受付機関にご確認ください。

（手数料の現金受けはいたしませんのでご注意ください。）

最後に別添資料：④申請書類チェックシートで全書類についてご確認ください。

3. 申請をしましょう

1. 申請に必要な書類一式を揃え、申請書類を入手された受付機関に直接お持込みください（申請書類、写真、住民票等の確認を行います）。
※複数免許証を保有しているが、一部の免許のみ保有証に記載したい場合は下記の点にご留意ください。
保有証に一部の免許を記載したのち、他の免許を追記する場合には別途申請手数料が必要となり追記される保有証の発行も次年度となります。
2. 申請書類等に不備が無ければ、その後保有証発行手続きを行います（申請書類提出後、申請内容等に変更があった時は申請書受付機関にお問い合わせください）。
※保有証送付日については、公益財団法人東洋療法研修試験財団HP（<http://www.ahaki.or.jp/>）をご参照ください。

4. 保有証を受け取りましょう

◇ 受け取り方法は？

申請時に提出いただいた「保有証送付用封筒」にて、申請書受付機関より保有証を簡易書留にて発送いたします。

◇ 保有証に不備があった場合は？

保有証を受け取り後、記載内容等に不備があった場合は当財団にお問い合わせください。

【連絡先】 公益財団法人 東洋療法研修試験財団 登録・研修室

電話番号 03-3431-8771 **FAX番号** 03-3431-8772

以上

別添資料：

- ①保有証イメージ
- ②厚生労働大臣免許保有証交付申請書（新規）及び写真貼付用紙（記載例）
- ③「写真」と「本人確認用提出資料」の注意事項
- ④申請書類チェックシート